

横浜市営交通パートナーシップ事業
第3期地下鉄グリーンライン飲料用自動販売
機設置事業のパートナー事業者募集要項

平成25年11月

横浜市交通局

目 次

1	募集概要	2
2	事業化までの流れ及びパートナーシップ登録について	5
3	合意書及び契約書について	8
4	応募手続きについて	10
5	お問い合わせ、応募書類提出先	12
別紙 1 グリーンライン各駅飲料用自動販売機位置図		
様式 1 横浜市営交通パートナーシップ事業のパートナー事業者登録申請書、申請者概要書		
様式 2 質疑書		

1 募集概要

1 募集趣旨

本事業は、横浜市交通局（以下「当局」という。）が、改善型公営企業として持続可能な経営を実現するため、民間事業者等と連携して事業を実施することを目的としたパートナーシップ事業※1の一環として、平成20年3月より開始した、市営地下鉄グリーンライン駅構内等への飲料用自動販売機（以下「自動販売機」という。）設置事業に関して、パートナー事業者として登録を受けた者（以下「登録事業者」という。）による現行の営業期間が終了することから、新たに募集を行うものです。

※1 横浜市営交通パートナーシップ事業について

当局資産の有効活用、広告事業、環境対策等について、民間事業者等の企画力、技術力、営業力等経営資源を自らの経営資源と併せて活用することにより、単なる業務の委託にとどまらず、企業間提携と同様の効果を発揮させていくことを目的として、事業を実施しております。

詳細については当局ホームページを参照ください。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/koutuu/kigyo/jigyou/partnarship/>

【注意】本事業に関する規程については一部変更を予定しております（審査委員会の構成委員についてなど）。

2 募集内容

当局ではグリーンライン駅構内での自動販売機設置事業を基本として、現行の登録事業者と各種の取り組みを行っております。現行事業（第2期）については平成26年3月末をもって終了することから、引き続き第3期の事業を行っていくことを目的に、現在の各種取り組みを参考にしつつ、新たな提案を行うことができる事業者を募集いたします。

応募者の中から審査を経てパートナーシップ事業に登録した事業者と、合意書、契約書を締結し、平成26年4月以降、第3期の営業を開始します。

【参考】現行の登録内容に関しては、当局ホームページに登録概要を掲載しております。

パートナーシップ登録事業・パートナー事業者一覧（No.2が本件事業です。）

<http://www.city.yokohama.lg.jp/koutuu/kigyo/jigyou/partnarship/list.html>

3 募集スケジュール

募集要項の配布から事業開始までのスケジュールは以下のとおりとします。ただし、やむを得ない事情により変更することがあります。

平成25年11月29日（金）	募集要項配布開始
11月29日（金） ～12月5日（木）	募集に関する質疑受付期間
12月16日（月） ～12月20日（金）	応募書類提出受付期間
12月20日（金）	応募締切
12月下旬～ 平成26年1月上旬	提案内容審査（予定） （個別ヒアリングを実施することがあります。）
1月上旬～中旬	提案内容プレゼンテーション（予定）
1月中旬～下旬	審査結果通知（予定） パートナーシップ事業登録事業者を決定（予定）
2月上旬～中旬	パートナーシップ合意書、契約書締結（予定）
3月末	現行契約（第2期）終了
4月～順次	自動販売機設置・第3期営業開始（予定）

4 募集対象自動販売機内訳

募集対象自動販売機はグリーンライン駅構内等の合計 10 か所 48 台になります。

なお、現在の設置場所、台数については現行の登録事業者との合意契約に基づくものであり、第 3 期の営業についても、現行の場所での営業を前提としておりますが、提案内容によっては事前協議のうえ設置場所、台数等を変更することを可能とします。なお設置場所について当局の公用や公共の用に供する場合、事業の都合によって設置場所や台数等を変更することがあります（詳細は 8 ページ「3 合意書及び契約書について」をご覧ください。）。

番号	駅名	住所	設置場所	台数	各駅台数計	ダストボックス(台)	平成 24 年度 1 日当たり駅乗降人員(人)
1	日吉	横浜市港北区 日吉 4-1-11	第 1・2 出口	5	8	3	66,691
			ホーム	2		1	
			地上慶応大学口	1		1	
2	日吉本町	横浜市港北区 日吉本町 5-3-1	改札外	2	4	2	12,978
			ホーム	2		1	
3	高田	横浜市港北区 高田東 3-1-3	改札外	2	4	1	12,140
			ホーム B3	1		1	
			ホーム B4	1		1	
4	東山田	横浜市都筑区 東山田町 300	改札外	2	4	1	8,339
			ホーム	2		2	
5	北山田	横浜市都筑区 北山田 1-6-11	改札外	2	4	1	23,612
			ホーム	2		1	
6	センター北	横浜市都筑区 中川中央 1-1-1	ホーム (A)	1	4	1	70,473
			ホーム (B)	1		1	
			3 階連絡通路	2		1	
7	センター南	横浜市都筑区 茅ヶ崎中央 1-1	ホーム (A)	2	9	1	74,180
			ホーム (B)	2		1	
			改札内	2		1	
			3 階連絡通路	3		2	
8	都筑 ふれあいの丘	横浜市都筑区 葛が谷 11-1	改札外	2	4	1	17,849
			ホーム	2		1	
9	川和町	横浜市都筑区 川和町 1252	駅舎外	2	3	1	6,794
			ホーム	1		1	
10	中山	横浜市緑区 中山町 350-5	改札階	2	4	1	24,811
			ホーム	2		1	
計				48	48	30	317,867

- センター南 3 階連絡通路については駅構内工事により今後、設置場所、台数の変更が生じる場合があります（時期未定）。
- 駅乗降人員は平成 24 年度に当該駅を利用した 1 日当たりの乗車及び降車人員の合計です。
センター北、南についてはブルーライン及びグリーンラインの合計となります。
詳細は「横浜市統計ポータルサイト <http://www.city.yokohama.lg.jp/ex/stat/>」をご覧ください。
- 当データは平成 25 年 11 月現在の情報に基づいて作成しております。
- 現行設置場所については電源を備えておりますが、応募前に設置場所の確認をお願いいたします。また設置及び商品の補充やメンテナンスのための扉開閉や、通行等に支障がある場合も予想されますの

で、あわせて確認をお願いいたします。

■ 各駅における位置図は別紙1「グリーンライン各駅飲料用自動販売機位置図」を参照ください。

5 第2期と第3期の募集条件等の主な相違点について

第3期の募集にあたってはお客様のご要望やこれまでの営業実績を踏まえ、最低限満たしていただきたい条件を設定させていただきます。詳細については次項以降の内容も参考にしてください。

(1) 応募資格

応募者の申請要件については、5ページ「1. パートナーシップ登録申請要件」で掲げたものが基本となりますが、本募集要項において応募資格を追加で設定いたします。

ア 応募の日から過去2か年間の間に、横浜市内において、自動販売機設置、運営の実績を有すること。

イ 応募の日から過去2か年間の間に、鉄道駅構内又は類似の施設において自動販売機設置、運営の実績を有すること。

ウ 自社ブランド商品（販売提携及び事業統合による場合も含む）以外の、複数メーカー商品（多品種、多品目）の取扱いが可能であり、各駅で販売を行えること。

（他社ブランド商品の販売取扱いの割合については自由提案とします。事業採算性やお客様ニーズを考慮した配分としてください。販売のイメージ例として、自動販売機を複数台併設できる場所で自社ブランド商品販売自動販売機の他に、別の1台の自動販売機内で他社ブランド商品を取扱うなどを想定しております。）

エ 横浜市水道局発売飲料「はまっ子どうし」の取扱いが可能であり、各駅で販売を行えること。（取扱いの割合については自由提案といたします。）

(2) パートナーシップ登録期間（合意書及び契約書における有効期間）

第1期及び第2期は3年間としておりましたが、事業効果を高めるため5年間とします。

(3) 販売上の制限

ア 酒類については取り扱わないこと。

イ 販売価格は原則、標準小売価格を上回らない価格とすること（販売価格の条件があるものについては、条件を満たすものであること。）。

2 事業化までの流れ及びパートナーシップ登録について

本件事業に応募いただくには、以下1及び2のパートナーシップ登録申請要件、本件応募資格をすべて満たし、当局が定めた期間内に応募いただくことが必要です。

1 パートナーシップ登録申請要件

- (1) 法人格を持っており、その活動内容が公序良俗に反しないものであること。
- (2) 応募法人の代表者が成年被後見人、被保佐人でないこと又は破産者でないこと。
- (3) 経営不振の状況（破産手続、更生手続、再生手続その他類似の開始決定がされ、特別清算手続その他精算手続が開始され、又は手形取引停止処分がなされている状況をいう。）でないこと。
- (4) 国税及び地方税等の未納がないこと。
- (5) 応募法人の役員が禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終えていない者でないこと。
- (6) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等、又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者に該当しないこと。
- (7) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項（利益供与等の禁止）に違反している事実がないこと。
- (8) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主催者その他の構成員又は当該構成員を含む団体に該当しないこと。

2 本件応募資格

- (1) 応募の日から過去2か年間の間に、横浜市内において、自動販売機設置、運営の実績を有すること。
- (2) 応募の日から過去2か年間の間に、鉄道駅構内又は類似の施設において、自動販売機設置、運営の実績を有すること。
- (3) 設置する自動販売機において、次の商品取扱いが可能であること。
 - ア 自社ブランド（販売提携及び事業統合による場合も含む）以外の、複数メーカー商品（多品種、多品目）の取扱いが可能であり、各駅で販売を行えること。
 - イ 横浜市水道局発売飲料「はまっ子どうし」の取扱いが可能であり、各駅で販売を行えること。

3 応募方法

応募者は、次の書類を作成してください。

(1) 実施計画書

- ア 事業の目的、内容、実施方法等を記載した提案を作成してください。
- イ 実施計画書の内容は、その考え方等について、文書及び図等で簡潔かつ明瞭に記載してください。
- ウ 実施計画書の用紙は、原則A4判・左綴りにしてください。図面等でA3判を使用した場合は折り込みで綴ってください。
- エ 実施計画書の提案内容は、自由記述としますが、下記の項目については、必ず提案してください。
 - (ア) 各駅の自動販売機月額売上見込及び構内営業料（歩率）

構内営業料内訳：売上金（消費税抜）×歩率（%）

 - (イ) 自動販売機設置台数、設置予定場所（現在と同じ位置であればその旨を記載）、レイアウト
 - (ロ) 自動販売機設置スケジュール、日常管理
（自動販売機設置のスケジュール、オペレーターによる補充頻度、品切れ対策、清掃、故障や事故発生時の対応、クレームへの対応）
 - (ハ) 自動販売機の電子マネー対応の有無（現在はPASMO/Suica又はiD対応）

(オ) 環境対策

(自動販売機本体の環境配慮機能、使用済み容器の分別、リサイクル方法、その他)

(カ) 災害対応

(災害救助ベンダーについては災害及び停電発生時における対応方法など)

(キ) 自動販売機の形状、機器デザインについて

(形状については車いすの方でも利用可能なバリアフリー対応の自動販売機が、各駅1台程度から導入可能かについて提案してください。また自販機の外装色は現在、駅ごとに定めたステーションカラー※2で統一しています。現行の設置例を参考に駅構内の環境に合うデザインを提案してください。)

※2 グリーンライン駅のステーションカラーについては以下の当局ホームページをご覧ください。
<http://www.city.yokohama.lg.jp/koutuu/kids/hushigi/q03.html>

(ク) 自動販売機設置スペースのサービス拡充

(現在は日吉駅及びセンター南駅に簡易休憩スペースを設置。)

(ケ) 自社ブランド(販売提携及び事業統合による場合も含む)以外の、複数メーカー商品の取扱割合や、販売方法について

(各駅での取扱いは必須としますが、全体の販売に占める割合や販売方法については自由提案とします。)

(コ) 横浜市水道局発売飲料「はまっ子どうし」の取扱いについて

(各駅での取扱いは必須としますが、取扱いの割合は自由提案とします。)

(サ) 取扱商品の種類及び販売価格について

(様式自由。商品の写真、名称、販売価格の記載された一覧形式の表としてください。)

(シ) 商品管理及び販売促進について

(鮮度、賞味期限管理、販売促進に向けた工夫)

(ス) 横浜市内及び鉄道駅構内等における自動販売機設置事例

(それぞれ代表的な事例を最低1事例ずつ記載してください。)

(セ) 当局の交通事業及び付帯事業(鉄道・バス広告(注1)、ハウスカード事業(注2)、商店街や地下鉄沿線地域の活性化を目的とした事業(注3)との連携について

注1 現在は主にグリーンライン駅構内広告の他、「動物はまりん号」運行への協賛、地下鉄ブルーライン、市営バス(路線バス、ベイサイドライン)などへの広告出稿を展開。

「動物はまりん号」の詳細については以下の当局ホームページを参照ください。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/koutuu/kigyo/newstopics/2009/n20090717-1.html>

注2 現在は当局のハウスカード「ハマエコカード(クレジット)」のiDを飲料購入決済に用いた場合の割引及び利用ポイント景品の提供などを実施。

「ハマエコカード」については右記当局ホームページを参照ください。<http://www.hama-eco.jp/>

注3 現在は環境活動や地域貢献を目的とした地域団体等との連携イベントを駅構内や、沿線地域で実施。

グリーンライン沿線協働の取組として当局では沿線の自治会町内会、商店会、集客施設、区役所等を委員とした「沿線会議」を開催しており、沿線資源の活用及び連携についてご助言をいただいております。こうした活動の中で地域団体とのタイアップイベントを企画する場合がございます。

「沿線会議」については以下の当局ホームページをご覧ください。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/koutuu/sub/ensen/>

(2) 横浜市営交通パートナーシップ事業のパートナー事業者登録申請書、申請者概要書(「様式1」を使用してください。)

(3) 会社概要パンフレット(様式自由)

(4) 決算報告書(過去3年分)

(5) 法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)

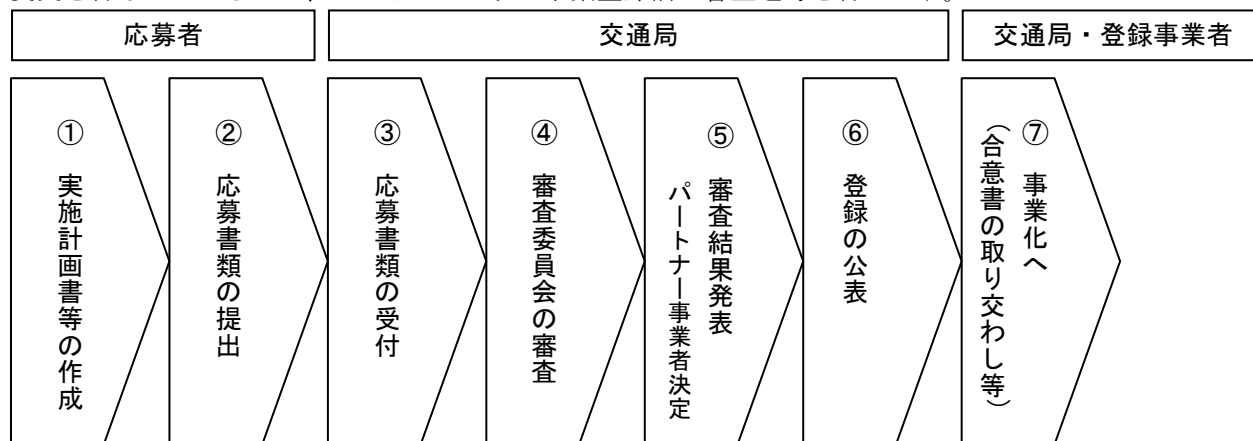
(6) 印鑑証明書

- (7) 納税証明書（直近1年間の法人税及び横浜市の法人市民税等）
- (8) 設置する自動販売機カタログ（仕様、寸法、消費電力等がわかるもの）
- (9) その他特に必要と認めたもの

当局において追加で提出が必要と判断した資料について、応募者に提出を依頼いたします。

4 応募から事業化までの流れ（イメージ）

パートナーシップ事業実施までの一般的な流れとなります。本件は既に事業化した案件ですが、募集条件の変更を行なっているため、パートナーシップ事業登録前に審査選考を行います。



5 審査基準

当局は提出された実施計画書等について次の基準により審査を行い、パートナー事業者を決定します。

- (1) 実施計画が、当局の自立性の強化及び経営の活性化を図るものとして、事業の効率化、お客様サービス、地域貢献、環境対策、事業活動に係る技術等の観点から、交通事業の発展に寄与するものであること。
- (2) 実施計画が、応募者の創意工夫等が生かされ独自性を有するものであり、かつ、応募者の有する経営資源についても当局と連携して活用可能で、十分に効果が発揮されるものであること。
- (3) 実施計画の実施方法が適切かつ確実なものであること。
- (4) 実施計画に実現性があること。
- (5) 実施計画が具体的であること。
- (6) 実施計画が関係法令に違反しないこと。
- (7) 実施計画が公序良俗に反しないこと。

6 登録事業者の決定方法

本事業においては、審査委員会を設置し、応募者の提案について審査基準をもとに総合的に審査したうえで、パートナー事業者を決定します（審査期間前に審査委員会事務局が、応募者にヒアリングを実施する場合があります。）。また、複数の応募者が存在する場合には、全応募者の中から書類審査での評価が高かった方に、実施計画書に基づいたプレゼンテーションを実施いただきます。詳細については、書類選考終了時に、該当の応募者に連絡いたします。

なお、審査期間中は、応募者又はそれと同一と判断される団体等が、審査委員会関係者に対し、自らを有利に、又は他の者を不利にするよう働きかけることを禁じます。

7 事業登録及び有効期間

審査委員会で決定された応募者については、「登録事業者」として登録します。

登録事業者については、名称、所在地、実施計画名称、内容等を当局ホームページ等で公表します。

事業登録の有効期間は、基本的に登録日から5年間とします。ただし実施計画上の理由により、期間を短縮する必要があると当局が認めた場合には、期間を短縮する場合があります。

3 合意書及び契約書について

当局と登録事業者は、事業を行うため「合意書」及び「契約書」を締結します。「合意書」については、実施計画書に基づき行う横浜市営交通パートナーシップ事業の事項について締結し、「契約書」については自動販売機の駅構内営業に関する事項について締結します。

(1) 「合意書」及び「契約書」の期間

本件事業の契約は平成 26 年 4 月 1 日を始期とします。「合意書」及び「契約書」の契約期間は原則 5 年間とします。

なお「契約書」の期間において、自動販売機の設置に関する期間は含まれますが、設置開始は第 2 期登録事業者による現状回復が終了した後からとなります。

(2) 「合意書」及び「契約書」の解除又は変更

次の場合は、当局と事業者との「合意書」及び「契約書」について、解除又は変更することがあります。

ア 使用区画を公用又は公共の用に供するために必要となったとき

イ 当局の鉄道その他の事業の都合により必要となったとき

ウ 登録事業者が本要項に記載の使用上の禁止事項及び制約条件等に違反したとき

(3) 「合意書」及び「契約書」の期間終了（契約の解除を含む。）による現状回復

事業者は期間が終了したときは、直ちに登録事業者の負担により、自動販売機の撤去及び附帯する設備等を撤去し、構内営業場所を現状回復するものとします。

(4) 構内営業料

実施計画書に基づき歩率を決定します。営業料の算出は「売上金（消費税抜）に歩率（消費税抜）を乗じたもの」とします。自動販売機の売上高及び本数については、月別に集計を行い、翌月の定められた期限までに速やかに当局へ報告してください。構内営業料は当局が発行する納入通知書により、当局が指定する期日までに納入していただきます。

(5) 光熱水費及び必要経費等

光熱水費、自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の一切の費用は、登録事業者の負担とします。なお、登録事業者は自動販売機の設置にあたって、電気料等を算定するための子メーターを自らの負担で設置し、定められた期限までに速やかに当局へ報告してください。登録事業者は当局が算定した電気料等を、当局が発行する納入通知書により、指定する期日までに納入していただきます。

(6) 公租公課等

構内営業場所に関する公租公課は、登録事業者が負担するものとします。なお現状では自動販売機本体の設置にかかる道路占用料として、以下の金額を登録事業者が負担しています。

道路占用料：198,000 円（道路占用面積 15 m²×月額単価 1,100 円/1 m²×12 か月）

【参考】自動販売機の外形寸法等により占用面積は変動する他、横浜市道路占用料条例が改正された場合は単価が改定されることがあります。また、自動販売機本体とは別に広告パネル等を掲出した場合、別途道路占用料が発生する場合があります（例：簡易休憩スペース等は広告物扱いです）。

(7) 使用上の制限

ア 「契約書」の条件を遵守し、使用料等を定められた納期限までに確実に納めてください。

イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は当局の承認を得ずに転貸することはできません。

ウ 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、当局の指示に従ってください。

なお、安全管理上、駅利用者のピーク時間帯などは、搬出入を認めておりません。

駅エレベーターの使用については、鉄道利用客の利用が優先となりますので、原則禁止となりますが、やむを得ず使用する場合は交通局の施設管理部門の承諾が必要となります。詳しくは 9 ページ「(8) 維持管理責任のキ」をご覧ください。また、搬入に伴う駐車場は当局では用意しておりませんので、登録事業者で手配するものとします。

エ 酒類の販売は禁止します。

オ 販売価格は原則、標準小売価格を上回らない価格とし、登録事業者において決定するものとします。

ただし、販売価格の条件があるものについては、条件を満たす価格とすることとします。

(8) 維持管理責任

ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、登録事業者が責任をもって行ってください。商品の賞味期限等に注意するとともに、在庫管理も適切に行ってください。

なお、盗難等により商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、登録事業者の負担により速やかに復旧するとともに、当該駅及び所轄警察署に届出処理をしてください。また当局はその責めを負いません。

イ 使用済容器の回収ボックス（ダストボックス）は、販売する飲料の容器（缶・ペットボトル・ビン等）の種類に応じたものを設置し、事業者の責任で適切に回収、リサイクルをしてください。回収時には自販機周辺を清掃し、駅構内に放置された空き缶等についても併せて回収してください。

また、回収ボックスから空き容器があふれないように対応してください。

ウ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行ってください。

エ 自動販売機の故障、問合せ及び苦情等については、登録事業者の責任において対応してください。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記してください。

オ 自動販売機に商品等PR、宣伝のシールや案内を貼付する場合は、事前に当局へ確認してください。

カ 自動販売機の設置にあたっては事前に当局と協議の上、転倒防止対策を行ってください。また施工にあたって事前に講習を受けていただく場合もあります。

キ 自動販売機本体の搬入や商品の補充にあたって駅エレベーターを使用する際は、使用する台車の寸法、エレベーター防護方法及び搬入体制について、当局施設管理部門の承諾が必要となります。

ク 自動販売機と壁面の隙間への、ごみの投げ込み防止策を講じてください。

(9) 鉄道事業等の優先

運営にあたっては鉄道事業を優先とし、当局が行う安全輸送の確保、駅施設の維持管理等の点検及び駅改良工事、並びにこれに伴う停電作業に協力すること（保守点検に伴う駅停電は平均月1～2回程度あります。）。

(10) 損害賠償

ア 登録事業者は、その責めに帰する理由により、駅構内施設の全部又は一部を滅失し、又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。ただし、原状に回復した場合は、この限りではありません。

イ 前号に掲げる場合のほか、登録事業者は、当局が定める条件を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償額として支払わなければなりません。

(11) 合意書の実施

合意書に記載されたパートナーシップ事業の項目については、登録事業者と当局の各担当課で協議をしていただいたうえで、実施いただきます。

4 応募手続きについて

1 本件応募手続き

(1) 提出書類、部数

応募者は受付期間中に、次により応募書類を提出してください（提出書類の詳細は5ページ「3 応募方法」もあわせてご覧ください。）。

	提出書類	部数	備考
ア	実施計画書	10部	様式自由、必須提案項目あり
イ	横浜市営交通パートナーシップ事業のパートナー事業者登録申請書、申請者概要書	正本1部、副本9部	様式1を使用してください。
ウ	会社概要パンフレット	10部	様式自由
エ	決算報告書（直近3年分）	2部	
オ	法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	正本1部、副本1部	発行から3か月以内のもの
カ	印鑑証明書	正本1部、副本1部	発行から3か月以内のもの
キ	納税証明書（直近1年間）	正本1部、副本1部	発行から3か月以内のもの
ク	設置する自動販売機カタログ	10部	
ケ	その他特に当局が必要と認めたもの	当局指定部数	当局の指示により追加提出

(2) 応募書類提出受付期間

受付期間、提出方法等は、次に掲げるとおりです。

受付期間：平成25年12月16日（月）から12月20日（金）まで

提出方法：横浜市交通局営業推進本部事業開発課へ持参してください。

毎日9時00分から17時00分までの受付時間内に、来庁いただきますようお願いいたします（毎日12時00分から13時00分までを除く。）。

ご注意：受付場所は12ページでご案内します。郵送では受付していません。

2 応募書類の要件及び取扱

(1) 応募書類等の要件

書類一式（以下「申込書類等」という。）は、次に掲げる要件のいずれも満たしていることが必要です。

ア 本募集要項に定める受付期間、提出先及び提出方法に適合していること。

イ 記載事項に不備がないこと。

(ア) 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合していること。

(イ) 記載すべき事項が全て記載されていること。

(ウ) 虚偽の内容が記載されていないこと。

(2) 応募書類等の取扱い

ア 登録事業者が作成した実施計画書については、個人情報や営業情報（例：歩率）などを除き、原則、公開となります。

イ 当局は、審査委員会に対し、その所掌事務を遂行するために必要な範囲内で、応募書類等の全部又は一部（個人情報を含む。）を提供します。

ウ 提出された応募書類等は、理由の如何を問わず返却しません。

エ 当局が提示する募集要項等の著作権は当局に帰属し、応募者が提出した応募書類等の著作権は、それぞれの応募者に帰属します。

オ 当局は、手続きに係る事務の遂行上必要な範囲において、応募書類等の複製を作成することができ

るものとしします。また、審査手続きの経過及び審査選考結果の発表等のため必要と認めるときは、応募者の承諾を得て、実施計画書の全部又は一部を無償で使用できるものとしします。

カ 申込書類等の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて応募者が負うものとしします。

3 その他

当該募集に要する費用は応募者の負担としします。

4 審査の対象からの除外

応募者が次に掲げる場合に該当したときは、その者を審査の対象から外し、又は審査選考を取り消す場合があります。

- (1) 審査委員会又は審査手続き業務に従事する当局職員に対し、本件申込について不正に接触する行為その他の公正な手続きを妨げる行為の事実が判明した場合
- (2) 本件申込について不正な利益を得るために連合した場合
- (3) 申込書類等に虚偽の記載があった場合
- (4) 複数の実施計画又は収支計画を提出した場合
- (5) その他審査の手続きにおいて不正な行為があったと当局が認めた場合
- (6) 応募資格を満たしていないことが判明した場合
- (7) 応募者による業務遂行が困難であると判断される事実が判明した場合
- (8) 著しく社会的信用を損なう行為等により、応募者が事業者として業務を行うことについてふさわしくないと当局が認めた場合

5 審査結果の通知

審査結果については、平成 26 年 1 月末までに全ての応募者へ書面にて通知しします。

6 審査選考過程に関する問い合わせ

公平で厳正な審査・審査を確保するため、審査選考過程に関する問い合わせには一切応じることができません。

7 募集に関する質疑

募集に関する質疑については、次に掲げるとおりです。

受付期間：平成 25 年 1 月 29 日(金)から 1 2 月 5 日(木)まで

質疑方法：電子メールのみ（持参、郵送、ファックス及び電話による受付はできません。）

メールアドレス：kt-jigyokaihatsu@city.yokohama.jp

ご 注 意：件名を【パートナーシップ自動販売機募集に関する質疑】としてください。

質疑書の様式は「様式 2」を使用してください。

送信する前にウィルスチェックをお願いします。

受け付けた質問に対する回答をとりまとめ次第、順次返信しします。

5 お問い合わせ、応募書類提出先

担当 部署名	横浜市交通局 営業推進本部 事業開発課 パートナーシップ担当
所在地	〒220-0022 横浜市西区花咲町6-145 横浜花咲ビル7階 【お願い】 7階フロア入口の内線電話で「4063」を押して「パートナーシップ担当」に連絡ください。
連絡先 (電話)	045-326-3837 (土・日・祝日を除く9時00分から17時00分まで)
FAX	045-322-3911 【お願い】FAX送信の際は受信確認をお願いします。
交通 アクセス	<ul style="list-style-type: none"> 横浜市営地下鉄「高島町駅」下車徒歩5分 横浜市営バス101系統又は106系統で「高島町」バス停下車徒歩1分 【案内図】